

横監第19号

平成28年（2016年）5月13日

（省略） 様

横須賀市監査委員 小野 義博

同 丸山 邦彦

横須賀市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき平成28年3月17日付けで提出された横須賀市職員措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったのでその結果を次のとおり通知する。

なお、松岡和行監査委員及び永井真人監査委員は、法第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

第1 措置請求

1 請求人

（省略）

2 措置請求の内容（原文のまま。ただし、携帯電話番号、疾患名等は省略し、本文中の頁番号は請求書本書の頁番号である。）

横須賀市職員措置請求書

第1 請求の要旨

藤野英明横須賀市議会議員が、平成27年度（2015年度）政務活動費収支報告（4月分）に記載した研修費、広報費、及び、事務所費として計上した支出には、違法、若しくは不当な公金の支出が含まれると思料するので、地方自治法第242条の規定による監査を請求し、不当な行為の是正又は防止措置、及び、返還請求などの必要な措置を講じることを求める。

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

より公正な監査を求める為

第2 請求の理由

1 はじめに（総論）

政務活動費の収支報告書を作成するにあたり、議員には合理的判断が求められるのは言うまでもない。記載内容に関しても、それが調査研究に必要な支出であるのか、具体的に検証した上で、政務活動費の使途基準から逸脱した違法な支出であると判断した場合は、収支報告書に計上すべきではない。

次に政務活動費における「支出」と「残余金」の概念について述べる。政務活動費収支報告書（以下、「収支報告書」という。）に記載すべき「支出」とは、あくまで政務活動費という公費（市民の血税である。）を指し、公費支給額を超えた「支出」というものはあり得ない。議員に交付された政務活動費は、その年度内に使い切るべき性質のものであり、翌年度に繰り越すことはできない。と言うことは、政務活動費の収支報告書に記載する支出総額は、本件の場合、最大で支給額相当分の（議員一人当たり）¥139,000であり、最小では¥0であり、それを超えることはない（甲1）。残余额についても、支給額全額を支出した場合には、¥0になり、当然、マイナス計上になることはない。又、収支報告書を作成するにあたり、使途基準に沿って支出を計上した結果、支出総額が支給額を超えた場合は、支給額の範囲内に収まるよう超えた分の領収証の一部、若しくは、全部の計上を止めるなどして、議員自身が調整すべきである。

福岡地裁判決（平成21年（行ウ）第24号 政務調査費交付金残余金支払請求事件）によると、政務活動費における「支出」の定義について裁判所は、『交付対象議員が交付を受けた政務調査費は、自己の財産とは別口座で管理し、支出の都度、政務調査費（現・政務活動費）から支出することを明確にして、会計帳簿に記載することが要求されているものであり、「交付対象議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した」といい得るには、単に、使途基準に合致していれば足りるものとは解されず、その支出の時に、交付を受けた政務調査費から支出する意思をもってなされることを要するものと解するべきである。』このように判断している。

この意味するところは、政務活動費という公費から支出する意思のあったもののみをもって「支出」とみなすべきだと裁判所が認定しているのである。上記判断は福岡高裁の控訴審でも維持されている。

上記判例を踏まえて、藤野議員の平成27年度（2015年度）4月分の政務活動費収支報告書に「支出合計」として記載された¥179,012のうち、公費から支出する意思があった金額は交付額の¥139,000であり、超過した¥40,012については、藤野議員は公費から支出する意思を持っていなかったと言える。上述の福岡地裁・高裁の判断基準で見ても、「支出合計」は、¥139,000となる。現に、藤野議員は、「支給されたおカネより多く使いましたので、残額はゼロです。マイナス分は、フジノが自費（自分の生活費から）で払いました。」と、2013年度の収支報告書に関しこのように述べており、藤野議員が公費から支出する意思があった金額が交付額の¥139,000であったと言うことは疑う余地がない（甲2）。

次に「残余金」という視点から捉えると、横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例第8条に明記されている通り、政務活動費を支出した結果、「残余金」があれば議員は、返還義務を負うのであるから、自費で支出した分まで「支出」に含めるのであれば、「残余金」の額が変わり、議員に不正支出があっても、市民は返還を求めることも出来なくなる。従って、交付された政務活動費を超える分については、収支報告書に計上すべきではない。しかしながら、現状は、市民が政務活動費を調査した結果、議員の不正支出が発覚しても、当該議員の収支報告書がマイナス計上で、且つ、その額が不正支出額より多ければ、市民は住民監査請求が出来ない。

すなわち、市民には、この住民監査請求をしない限り、議員の政務活動費の違法・不正な支出を正すことが出来ないのであるから、マイナス計上（支出額が支給額を超える計上）は、許されるものではない（甲4）。このことは、請求者が平成28年2月3日に、藤野議員の不正支出をめぐり政治倫理審査会の設置を求めた事案で、明確な違法支出があったにも拘らず、政治倫理審査会の設置が、同年同月24日開催された議会運営委員会で認められなかったことから分かる（甲3）。「残余金」に関する明確な規定が上記条例にない限り、早急に運用マニュアルを見直すべきである。（是正を求める等の措置1）。

2 項目別（各論）

- ① 調査研究費（視察等に要する経費、及び、視察等以外の活動に要する経費）については、実際に市政に関する具体的な調査研究に値する意見交換等がなされたのか等も含め、適正に監査すべきである。
- ② 研修費については、特に、団体等が開催する研修会への参加費用は、研修が議員個人のスキルアップや趣味に関する内容ではないことを厳格に監査すべきである。
- ③ 広報費については、議員の活動が、政治活動、議員本来の活動、政務調査活動等の性質が併せ持ったものであることを鑑み、ホームページ作成に係る経費も支出内容を精査しないで全額を政務活動費から支出するのではなく、活動の割合に沿って按分すべきである。
- ④ 資料購入費については、書籍の題名や内容が明らかにされないものは違法と判断すべきである。当然であるが、その内容から市政との関連性が認められないもの（議員個人の趣味に属するもの）も違法と判断すべきである。加えて、議員自身が抱える疾患に関する書籍の購入代金も、書籍の題名等から判断して市政との関連があっても、按分をしないまま全額を政務活動費に計上すべきではない。藤野議員に関して言えば、当該議員は（疾患名省略）を抱えており、現在も通院加療中であるので、それらの疾患に関する書籍等は市政に関連があったとしても、議員個人の関心に属することでもあるので、2分の1に按分して計上すべきである。更には、議員を一期努めただけでも、相当数の書籍が溜まるはずで、それらの処分等についても随時市民に公開すべきである。
- ⑤ 事務所に係る経費（賃料、電気、電話、水道、ガス等）について、横須賀市の運用マニュアルによれば、政務活動とそれ以外の活動の計二つの

目的に使用した場合は、2分の1、三つの目的に使用した場合には、3分の1に按分するなど、社会通念に従った相当な割合をもって確定すべきと明記されている。事務所の性質を正しく捉え、本監査請求でも適正に判断をすべきである。

3 藤野議員の違法・不当な政務活動費の支出について

[前提となる事項として（平成27年度（4月分）収支報告）]

藤野議員は、調査研究活動用事務所を横須賀市若松町2丁目31 平坂第1ビル3階に変更した旨の届出を平成22年10月20日に議長宛に提出している（甲5）。又、平成27年4月19日には、横須賀市選挙管理委員会に選挙事務所設置届を提出している（甲6）。それらによると、両事務所とも所在地は同じであり、藤野議員は、平成27年4月の一ヶ月間（30日間）は、調査研究活動用事務所と選挙事務所を併用して使用していたと言える。従って、藤野議員の事務所費に係る経費については、上記⑤にあるように、政務活動とそれ以外の活動（選挙活動）の計二つの目的に使用した場合に該当する。

(1) 調査研究費

藤野議員は、平成27年度（2015年度）政務活動費収支報告（4月分）（以下、「収支報告書」という。）に「視察等以外の活動に要する経費」として、¥10,096を計上している。これは、調査研究活動用携帯電話（以下、「携帯電話」という。）（携帯電話番号Aとして番号省略）として議会事務局に使用届を提出しているドコモ社製の携帯電話の利用代金である（甲7）。本来なら、携帯電話が政務活動のみに充てられていたのか、私用も含まれていたのか、厳格に検証する必要がある。藤野議員の携帯電話の利用のうち、若し、私用で使っていた部分を政務活動費で計上していたのであるなら、それは不正支出に該当するが、当該議員が通話履歴を開示しない限り、第三者がそれを立証するのは困難である。

ところが、藤野議員の収支報告書の「事務所費」の項目を見ると、事務所電話代の計上について、按分しない理由として「選挙活動用に別の携帯電話を選挙管理委員会に届け出ており、事務所の電話を選挙活動には一切使用していない」旨の記載があった（甲8）。そこで請求者が直接、市選管に確認したところ、そもそも選挙活動用の携帯電話届そのものが存在しないことが判った。つまり、請求者が、平成28年2月24日に市選管宛に選挙事務所設置届と共に選挙活動用携帯電話の届出書を公文

書公開請求したところ（甲9）、当該公文書は存在しないので、公開請求できないと言われたことから、藤野議員が、「収支報告書」に虚偽の記載をしていたことが確認できたのである。

そこで、念の為、藤野議員の携帯電話（ドコモ社製のiPhone）が選挙活動に使用されたか否かを調査したところ、自身の選挙期間中、及び、井坂新哉神奈川県議会議員（当時は候補者）の選挙運動のライブ中継（Twitcasting）を携帯電話で配信していたのが確認できた（甲10）。尚、発信媒体（端末）を調査したところ、「iPhone」と判明したのであるが、その表示だけでは、藤野議員が政務活動費で使用しているドコモ社製のiPhoneであるのか、私費で使っているソフトバンク社製のiPhoneであるのか、特定するには至らなかった。

結論として、請求者には、藤野議員が、政務活動費を使って携帯電話を選挙運動や選挙活動に使用していたのか否かの確定が出来なかったため、今回、調査研究費計¥11,816の訂正を求めないことにしたが、藤野議員は、平成25年3月18日に開かれた政治倫理審査会で、政務活動費で使っていた携帯電話を、実際は上述のドコモ社製の携帯電話であるのに、ウィルコム社製の携帯電話であると虚偽の証言をした過去もある（甲11）。監査委員におかれましては、携帯電話の用途についても、直接、藤野議員に事情聴取するなどして、実態の解明に努めてもらいたい。

更には、議員全般に言えることだが、調査研究用携帯電話が本来の目的に沿って使用されていないのではないかとの疑念を持つ市民が、監査を願い出ても、市民の側が立証するのは先述した通り、極めて困難であるので、疑念を持たれた議員は、個人情報保護に配慮した上で、通信履歴の部分開示を含め、積極的に情報を開示し、立証責任は議員自身が負うことを運用マニュアルに明記すべきである（是正を求める等の措置2）。

（2）研修費

藤野議員は、研修費として¥21,766（内、乃木坂スクール分は、¥18,526）を収支報告書に計上しているが、支払い明細を見ると、乃木坂スクール（国際医療福祉大学大学院公開講座）の受講代と記載されている。本市の運用マニュアルには、「団体等が開催する研修会への参加に要する経費」は、政務活動費での支出が認められているが、乃木坂スクールの講義内容を見ると医療福祉に関する専門性を高める講座のようであ

る。プログラムを見ると、「地域包括ケアシステムの構築に必要な人材の育成に資することを」を目的とし、「現場で地域包括ケアシステムに参画する医療・介護事業に従事する者」及び、「市町村の行政関係者」を主たる対象者としていることが分かる。

このことから、藤野議員が個人のスキルアップを目的として当該講座を受講していたと言えるのである。因みに、藤野議員は、医療・福祉関係に係る国家資格（精神保健福祉士）と民間資格（日本心理学会認定心理士）を保持しているが、少なくとも有資格者が、それに関連する大学の授業料等を政務活動費に計上するのは合理性に欠け、市民感情からも許されるものではない。確かに、本市政務活動費運用マニュアルの研修費の項目には、具体的な禁止事項として当該行為は規定されていないが、同マニュアルP.10-11には、政務活動費として支出できない経費の事例として、（５）その他市長が適当でないと認める経費として「社会通念上妥当性を欠く経費」や他の自治体で長が適当でないと認める経費の参考例を挙げている。

上述の通り、有資格者である藤野議員の当該受講料の政務活動費からの支出は、「社会通念上妥当性を欠く経費」であるので、不正支出と言える。

本件への当てはめ。藤野議員は、平成27年4月26日投開票の横須賀市議会選挙（以下、「市議選」という。）において、前年26年12月提出期限の選挙特集用の履歴書のメディアへの提出を拒否し、告示日の一ヶ月前でさえ、立候補を決めかねていると公言し（甲12）、しかも、市議選直前の平成27年4月11日には、「（井坂新哉現県議の応援を最後に）政治家を引退するつもりだった」などと明言している（甲13）。すなわち、藤野議員が市議選に立候補しないで政治家を引退し、保有する国家資格を利用して転職を考えていたと考えるのが妥当であろう。初当選の頃から、市議を辞めたら福祉の仕事をしたと言っていたこともある（甲14）。そうすると、先述の乃木坂スクール受講の意味合いは、正しく、市議会議員を辞めた後の自身の生活設計の為だとも言えるのだから、当該受講料は政務活動費の目的外使用に該当するのである。

ここで、「個人のスキルアップ」のために「大学等の受講料」を政務活動費に計上することに関する他の自治体の例について検証する。熊本市議会を例に挙げるなら、同市議会は、自己のスキルアップを目的とした

パソコン講習料は、政務活動費の不正使用に当たるとして、全面的に禁止している。又、千代田区の例では、『「大学院の学費」について、その学習内容が政務活動費制度の趣旨に合致し、区政との関連性が認められるものであれば、支出は可能であると考えられるから、違法・不当とは言えない』との監査結果が出ている。

更には、さいたま市では、大学・セミナー・専門学校等の学費・受講料の取扱いについて、個人で受講・参加する場合には、事前に議長に対し受講計画等（講義等の概要、期間、必要経費等がわかるもの）を提出し、終了後には、受講の事実が分かる書類（講義資料や受講票の写し等）を作成し、議長に対し結果を報告することを条件に、政務活動費への計上を認めているが、自己研鑽が目的の場合は支出することができないとされている。

「大学等の受講料等」については、本市も含め、他の自治体において、それが適正な支出であると結論付ける判断基準は、主に、市政（区政）に関する調査研究に資するために必要な経費に該当するか否かであるが、『公共政策大学院に通学することは、議員の調査研修活動の基盤の充実を図るという政務調査費の制度趣旨に合致するものであるということができ、当該学費は調査研究活動に必要な経費に該当する』との東京高裁の判例が法的根拠になっていると考えられる（東京高等裁判所平成18年（行コ）第211号・平成18年11月8日判決）。

一方で、外部オンブズマンからは以下のような指摘もある。「市民感覚からすれば、資質の向上を図ることを税金でまかなうことが良いのか、賛否が分かれる」又、「勉強に意味がないとは言えないが、費用を按分（政務活動と私的活動について分割）せずに全額支出するというのは、疑問だ」（個人名省略）

上記判例なども踏まえると、「大学等の受講料等」を政務活動費に計上する場合には、①政務活動費の制度趣旨に合致する経費であって、尚且つ、②個人のスキルアップが目的ではない経費に限られると解釈できるのである。

言うまでもなく、政務活動費は地方公共団体の公金から支出されている。従って、その財源は市民の血税であり、市民の経済的負担に依拠している以上、市政と無関係に行われる大学の受講料は認められるべきではないし、藤野議員のように、所属する教育福祉常任委員会に関連する

国家資格を有するものが、例えその学習内容が政務活動費制度の趣旨に合致し、市政との関連性がある講座であったとしても、個人のスキルアップを目的に大学等の講座を受講したのであれば、乃木坂スクール受講料を経費として政務活動費で充当するのは、市民感情からすれば、到底容認できるものではない。従って、研修費に関しては、乃木坂スクール分を除外した4月17日計上の「LGBT等法整備のための学習会」参加費用¥2,940及び、4月18日計上の「当事者が語る脳卒中後遺症からの回復」参加費用¥300の計¥3,240の計上を認め、乃木坂スクール分として計上した全額の¥18,526の返還を求める。

尚、良心的な一部の地方議員は、大学等の受講料を按分して政務活動費に計上しているが、それらを総合的に判断すると、本市においても、次のような運用マニュアルの追加・変更が必要となるので、強く求める次第である。

大学等受講等の政務活動費計上については、市民の疑念を払拭させる必要があることを踏まえ、自己研鑽（個人のスキルアップ）が目的の場合は、それを市民が適正に判断することは極めて困難であるので、国家資格を保持する議員が、それに関連する大学講義等を受講した場合は、政務活動費への計上は一切認めない、又、国家資格を保持しない議員の場合は、それに関連する受講料を按分して計上することなどを、運用マニュアルへ明記することを求める（是正を求める等の措置3）。

(3) 広報費

藤野議員は、広報費として¥2,326計上しているが、明細はホームページ・ブログ用サーバースペースレンタル料2015年4月分とドメイン名（ドメイン名省略）利用4月分である。注意書きとしてその内訳が記載されているが、共に利用料1年分を12で割り、4月分として月割計算し、政務活動費に計上している。

平成27年度4月分は、神奈川県知事選挙（平成27年3月26日～同年4月12日）、神奈川県議会議員選挙（平成27年4月3日～4月12日）、横須賀市議会議員選挙（平成27年4月19日～4月26日）が実施された年であり、政務活動費の収支報告書も（4月分）として年度別とは違う計上をしている。横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則には、「ホームページの維持管理に要する経費」は政務活動費として計上できるが、その趣旨は、広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員

の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としていると考えられるからである。しかしながら、選挙に係る費用に関しては、当然のことながら、計上することはできない。

藤野議員に限らず、議員のブログには、日々の雑談や地域、家族などの私的な内容も書かれており、様々な情報発信のツールとして活用しているようだが、ブログやホームページには、市政に関するものと私的な内容のものが混在しているのが通常である。広報活動の一つの柱となるホームページの維持管理費用を自主的に按分する地方議員もいるにはいるが、東京都北区では、ブログやホームページに当選報告や他候補の応援記事などを含む選挙に関する記事が掲載されている場合は、ホームページの維持管理費全額を政務活動費から充当することはできない。選挙関連の記事があれば按分すらできないのである。本市においては、運用マニュアルに、広報費の按分規定はないが、全額を政務活動費として支出するのは、不正な支出と言える。

そこで、請求者が、藤野議員が、選挙運動と選挙活動に関連する内容の記事を自身が管理運営するホームページに記載していたか否かを確認したところ、平成27年4月1日から30日の間、神奈川県知事選に関するブログ記事（1日）、神奈川県議会選挙に関するブログ記事（3日、5日、7日、9日、10日、11日の6日間（甲15の1）、そして、自身の横須賀市議会議員選挙に関するブログ記事（19日、20日、21日、22日、23日、24日、25日の7日間）の計14日間（甲15の2）、選挙運動の記事を掲載していたことが分かった。これは明らかに違法な支出であると思われる。又、公職選挙法の規定にある選挙運動期間以外にも、4月2日、6日、12日、13日、14日、15日、16日、26日、27日の計9日間（甲15の3）、合計23日間分、政務活動費に計上が禁止されている選挙活動に関連するブログ記事をホームページに掲載している。市議選の告示前の記事が公職選挙法違反に該当するか否かの判断はともかく、それらと投開票日の4月26日と27日の記事は、選挙活動に関連した記事であることは明らかである。

因みに、総務省による【選挙運動】の定義は以下の通りである。「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」であり、【選挙運動期

間】は、「選挙の公示・告示日から選挙期日の前日まで」（公職選挙法第129条）。そして、広報費に関しては、選挙運動＋選挙活動関連記事が政務活動費の不正使用に該当する。

上述の通り、本市の政務活動費運用マニュアルでは、広報費に関して「選挙関連のブログ記事を掲載する行為」が直ちに目的外使用に該当するとは明記されていないが、選挙運動と選挙活動費用の政務活動費への計上は禁止されており、当然ながら、藤野議員が広報費として計上した¥2,326（ホームページ・ブログ用サーバスペースレンタル料2015年4月分とドメイン名（ドメイン名省略）利用4月分）は、30分の7に按分すべきである。よって、政務活動費として計上できるのは、¥542であるので、¥1,784は返還請求の対象となる。

（4）資料購入費

藤野議員が平成27年度（2015年度）政務活動費収支報告書（4月分）に計上した「資料購入費」は、¥75,559であり、他の議員と比べても突出している。書籍等などのタイトルや内容は多岐にわたり、一見すると、市政に関連するものであり、直ちに違法支出とは言えないが、その内訳をよく見ると、同年4月27日に書籍18冊、30日に1冊の合計19冊分の代金¥40,389を政務活動費から支出している。そこで、購入先の「はるかぜ書店」発行の領収証を見てみると、全ての領収証が同じ人物によって発行されており、その筆跡は藤野議員のそれと酷似している（甲5）（甲16）。だからと言って、当該領収証を藤野議員が書いていたと断定できる訳ではないが、そもそも領収書を小分けにして切る必要などない。市民感情からすると到底納得できるものではない。何故なら、当該手書き領収証では、同月27日と30日に藤野議員が直接店舗に足を運んで書籍19冊を買った証明にはなり得ないからである。勿論、はるかぜ書店による配達も考えられるが、27日に18冊の書籍を12回に分けて配達するなど現実的ではない。

可能性に言及すると、収入印紙の問題だけのようにも思うが、それは、藤野議員の都合ではない。まして、駆け込み的に支給額を使い切ると言う意味では、藤野議員は同月27日の時点で支給額をほぼ使いきっており、残余金は殆どない状態であったので、敢えて収支報告書に当該手書き領収証分¥40,389を計上する意味はないのである。どう考えても、不自然である。

信憑性に関して言えば、手書きの領収証はいくらでも改ざんできるので、市民の税金を使って購入した書籍等の領収証としては適当とは言えない。手書き領収証ではなくレジスターを通したレシート（昨今では消えないプリント仕様になっている。）を収支報告書に添付すべきである。そうすれば、収支報告書の透明性が高まり、市民の疑念はある程度払拭されるのである。

上述の通り、藤野議員が平成27年度（2015年度）政務活動費収支報告書（4月分）に計上した「資料購入費」のうち、同年4月27日と30日に計上した¥40,389は、条件付きではあるが、社会通念上妥当な支出ではないと思料するので、返還請求の対象となり得る。

（5）事務所費

藤野議員は、政務活動用事務所と選挙活動用事務所を併用して使っていたことから、「事務所費」として、本来支払うべき¥89,524から選挙活動期間（平成27年4月19日から26日）の8日を按分して収支報告書に記載している。按分比率は30分の22で、電話代に関しては、「選挙活動用に別の携帯電話を選挙管理委員会に届け出ており、事務所の電話を選挙活動には一切使用していない。その為、上記3つとは異なり、請求額通りに計上した。」として按分して計上していない。しかし、甲8が証するように、そもそも選挙活動用の届出は存在せず、従って、この記載は虚偽であると言える。そうすると、事務所の電話代が選挙活動に使われたのか客観的に判断できないので、電話代も按分の対象となる。

次に請求者が、分子（実際に選挙活動に使用した日数）について調査したところ、藤野議員が選挙運動、及び、選挙活動をしていた日数が23日と判明した。神奈川県知事選1日、県議選6日、市議選7日の計14日間が選挙運動期間であり、選挙活動期間の9日間を含め、選挙運動と選挙活動の全期間は、23日になるので、按分比率は、30分の7になる（P.14, 15参照）。

上述の通り、藤野議員は、自身の市議選の選挙運動の他、井坂新哉県議会選挙候補者（現県議）を積極的に支援し、井坂氏専用のTwitterアカウントを作成し、Facebookページを開設し、更にはYouTubeアカウントも作成し（甲17の1, 2, 3, 4）、井坂候補の日々の選挙運動をツイキャスで撮影し（甲10）保存した上に、YouTubeにも同じ映像を公開し、自身のブログで紹介するなどしている。当該行為は、紛れもなく、政務活動費と

して支出が禁じられている“選挙活動”そのものである。しかも、当該行為は、編集作業なども藤野議員の事務所で行われた蓋然性が極めて高いのである。従って、選挙活動用事務所として使用していたのは井坂氏選挙応援を含む23日間となる。因みに、請求者が選挙活動の日数に加えなかった4月6日と8日もFacebookやTwitterは更新している。

そこで、改めて藤野議員の事務所費の適正な支出額を、按分30分の7とし、計算し直すと、¥20,888となる。

4 結論

上述の事実関係からも分かる通り、藤野議員は、平成27年度（2015年度）4月分の政務活動費を不正に支出し、尚且つ、収支報告書にも虚偽記載をし、本市の公金を詐取したと言えるのであり、請求者の調査による藤野議員の当該月の不正支出額は、別表の通り、¥26,955になる。

第3 求める措置

最高裁判決（平成21年12月17日）によると、「政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかに疑われるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない。」とあるが、本件は、請求者が添付した事実を証明する資料で藤野議員の違反行為が明らかに疑われるケースであるので、監査委員におかれましては、本市吉田雄人市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

1. 藤野英明議員に対して、残余金¥26,955の返還を求める。
2. 藤野議員が計上した「資料購入費」のうち、はるかぜ書店発行の領収証の筆跡が、藤野議員本人のものであると確認された場合に、残余金に¥71,355を加算して、¥98,310の返還を求める。（領収証番号6～1, 2, 3, 4, 5, 7, 8 ¥30,966 領収証番号6～10から22 ¥40,389）
3. 違法・不正行為の再発防止策を講じるよう求める。

[本市政務活動費運用マニュアルの見直し]

- (1) 残余金は福岡高裁の判例にならい、マイナス計上を禁止する旨明記する。（自費負担分の繰上げ計上と相殺行為によって、返還請求を逃れる行為を防止するための措置）（P. 4）
- (2) 立証責任は議員が負うことを明記する（P. 9）。
- (3) 有資格者に対する自己研鑽目的の支出は禁止する旨明記する

(P.13)。

上記の通り地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

(別表)

政務活動費内訳	平成27年4月分	支給額 ¥139,000	支出合計 ¥112,045	返還請求 ¥26,955
	政務活動費支出項目	訂正済み	内訳	残余金
調査研究費	11,816	11,816	携帯電話他	0
研修費	21,766	3,240	乃木坂スクール他	18,526
広報費	2,326	542	レンタルサーバー	1,784
公聴費	0	0		0
要請・陳情活動費	0	0		0
会議費	0	0		0
資料作成費	0	0		0
資料購入費	75,559	75,559		0
人件費	0	0		0
事務所費	67,545	20,888		46,657
支出合計	179,012	112,045		66,967
残額	-40,012	26,955		

事務所費・内訳	按 分 前	収支報告書記載	請求者訂正済み	
賃借料	75,000	55,000	17,500	
通信費	7,102	7,102	1,657	
水道	4,019	2,947	937	
電気	3,403	2,496	794	
備品購入費		0	0	
修繕料		0	0	
手数料		0	0	
合計	89,524	67,545	20,888	

(注：) 違法支出額の合計は、¥66,967になるが、マイナス計上分¥40,012は藤野議員に支給されていないので、そもそも本市の被る損害にはなり得ない。

従って、 $¥66,967 - ¥40,012 = ¥26,955$ を返還請求として確定した。

〔請求の要旨に添付された事実を証する書面〕

甲 1 : 小林伸行議員の収支報告書

甲 2 : 藤野議員のフジノブログ記事 (自費で)

甲 3 : 政倫審結果

甲 4 : 訂正された収支報告書・藤野議員の訂正願・神奈川新聞記事

甲 5 : 事務所変更届 (議長宛)

甲 6 : 選挙事務所届 (選管宛)

甲 7 : 調査研究用携帯電話 (ドコモ) 使用届 (議長宛)

甲 8 : 藤野議員の収支報告書 (事務所費備考欄)

甲 9 : 公文書開示請求書 (選挙事務所届出の謄写)

甲 10 : Twitcastingライブ映像

甲 11 : ウィルコム of 携帯電話解約届と政倫審議事録

甲 12 : ツイートのキャプチャ (メディア・立候補を決めていない)

甲 13 : ツイートのキャプチャ (政治家を引退するつもりだった)

甲 14 : 藤野議員のブログ記事 (市議を辞めたら)

甲 15 の 1, 2, 3 : 藤野議員の他の選挙記事

甲 16 : 藤野議員の筆跡

甲 17 の 1, 2, 3, 4 : 井坂氏応援 SNS

第2 請求の受理

1 要件審査及び請求の受理

平成28年3月28日に要件審査を行い、本件横須賀市職員措置請求書（以下「請求書」という。）の「第3 求める措置1及び2」については、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、これらを受理した。請求書の「第3 求める措置3」については、同項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分」など特定の財務会計上の行為の所定の要件を具備していないものと認め、これを却下した。

2 個別外部監査契約に基づく監査の請求

法第252条の43第1項の規定により請求のあった個別外部監査契約に基づく監査の実施については、特別な専門的知識等がなければ監査を実施できないものではなく、また、より公正性を求めて議会選出監査委員を除斥して監査を行うので、個別外部監査による監査と差はないと考えられるため、監査委員監査によって実施することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求書の「第3 求める措置1及び2」に係る藤野英明市議会議員（以下「藤野議員」という。）の平成27年度（2015年度）4月分政務活動費（以下「本件政務活動費」という。）のうち、研修費の一部18,526円、広報費の一部1,784円（注622円）及び事務所費の一部46,657円、資料購入費の一部71,355円がそれぞれ、次の(1)、(2)及び(3)に規定する使途基準を逸脱する違法又は不当な支出であり市に損害が発生しているか、また、市長はその損害を被っているにもかかわらず不当利得返還請求権の行使を怠っているか。

（注：平成28年4月21日に藤野議員は収支報告書訂正願を議長あてに提出し、広報費の支出2,326円を1,164円に訂正したため、当該対象額は計算上622円となると解される。本書では請求書受付時点と区分するため、以下当該金額を括弧書きで記載する。）

(1) 横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年横須賀市条例第57号。平成27年横須賀市条例第67号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）

(2) 横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成19年横須賀市規則第8号。平成27年横須賀市規則第60号による改正前のもの。以下「本件規則」という。）

(3) 横須賀市議会が定めた政務活動費運用マニュアル（平成28年4月 改訂前のもの。以下「本件マニュアル」という。）

2 監査対象部

市議会事務局

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく陳述については請求人に確認した結果行われなかった。なお、請求人から新たな証拠として、「藤野議員の筆跡」（甲18の1の1）、「はるかぜ書店発行の領収証の筆跡」（甲18の1の2）、「公認会計士小澤善哉氏の記事」（甲18の2の1）及び「音喜多駿議員のブログ記事」（甲18の2の2）の提出があった。

4 監査の方法

本件監査は、関係書類の調査及び監査対象部の調査を実施した。

5 関係人への調査

法第199条第8項の規定により、関係人として、藤野議員及びはるかぜ書店（以下「本件書店」という。）運営法人の代表者に対し、それぞれ関係書類の調査及び事実確認のヒアリングを行った。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 政務活動費に係る法の規定

普通地方公共団体は、法第100条第14項の規定に基づき、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができることされており、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならないとされている。そして、同条第15項の規定により、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとされている。

(2) 政務活動費の交付額及び交付対象経費について

本件条例第3条第1項及び第2項の規定により、政務活動費は、各月1日を基準日として、在任する議員に月額139,000円を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各区分による期間（以下「半期」という。）ごとに交付し、各半期の最初の月に当該半期に属する月数分を交

付することとされている。また、第5条及び別表では、政務活動費を充てることができる経費の範囲が定められている。

本件規則は、第5条において政務活動費を充てることができる経費の具体的な内容を別表に定めるとともに、議員及び会派は、常識的な金額を逸脱しない範囲内で政務活動費を充てるものとしている。

本件マニュアルでは、政務活動費を充てることができる経費の範囲及び経費ごとの具体的な用途基準等が定められている。

(3) 政務活動費の交付手続等について

ア 本件規則第1条第1項の規定により、本件条例の規定に基づき政務活動費の交付を受けようとする議員又は会派の代表者は、毎年度4月5日までに市長に対し、議長を經由して政務活動費交付申請書を提出しなければならないとされている。

イ 本件規則第2条の規定により、市長は、交付申請のあった議員又は会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員又は会派の代表者に政務活動費交付決定通知書により通知するものとするとしている。

ウ 本件規則第3条の規定により、交付決定を受けた議員又は会派の代表者は、政務活動費交付日の10日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書を提出しなければならないとされている。

エ 本件規則第6条各項では、議員及び会派は、政務活動費の支出の執行にあたり、適正な執行を行わなければならないと、政務活動費を支出するときは、債権者から領収書を徴し、政務活動費専用の預金口座を設けるものとするなどが定められている。

オ 本件マニュアルでは、政務活動費の交付申請から収支報告までの事務手続、会計処理等について定められている。

(4) 政務活動費の収支報告について

ア 本件条例第6条第1項の規定により、政務活動費の交付を受けた議員又は会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の証拠書類の原本を添えて政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならないとされている。また、同条第2項及び第3項において、収支報告書の提出期限が定められている。

イ 本件規則第7条の規定により、議員又は会派の代表者は、収支報告書を訂正する場合は、議長に収支報告書訂正願を提出しなければならない

ないとされている。

ウ 本件マニュアルでは、収支報告書の作成に係る注意点及び収支報告書の公開等について定められている。

(5) 本件政務活動費の財務会計処理について

ア 平成27年4月1日、藤野議員が市長あてに本件政務活動費に係る交付申請書を提出した。

イ 平成27年4月1日、本件政務活動費を含む平成27年度横須賀市議会政務活動費の交付に関する予算執行何が起案され、同日、市議会事務局長による決裁が行われた。これを受けて、同日、市長は、本件政務活動費を含む交付申請のあった議員又は会派について交付すべき平成27年4月分の政務活動費の額（横須賀市議会議員の任期が平成27年5月1日で満了となるため4月分のみであった。）を決定し、当該議員又は会派の代表者に政務活動費交付決定通知書により通知した。

ウ 平成27年4月1日、藤野議員が市長あてに本件政務活動費に係る交付請求書を提出した。

エ 平成27年4月15日、本件政務活動費を含む平成27年度横須賀市議会政務活動費（4月分）5,282,000円の支出が行われた。このうち、本件政務活動費は139,000円であった。

オ 平成27年5月29日、藤野議員が市長あてに本件政務活動費に係る収支報告書を提出した。なお、収支額は、収入が139,000円であるのに対し、支出額は179,012円であり、支出額が収入額を40,012円上回っていた。

カ 平成28年4月21日、藤野議員は議長あてに本件規則第7条の規定に基づく収支報告書訂正願を提出し、本件広報費の支出2,326円を1,164円に訂正した。その結果、上記オの支出額は177,850円となった。

2 監査対象部である市議会事務局の説明について

(1) 研修費の一部18,526円に関連する事項について

議員が研修費を使用して、団体等が開催する研修会への参加に、政務活動費を使用することについては、議員が判断し、かつ社会通念上逸脱していなければ、その費用については、適法な範囲であると認識しています。また、議員がそれに関連する国家資格を有しているか否かについては、市議会事務局では把握していません。

また、スキルアップを目的とした研修受講であったことを、当該議員

本人からの供述以外に認定出来るかについては、当該議員本人からの申出以外確認することは難しいと考えます。

(2) 広報費の一部1,784円（622円）に関連する事項について

請求人が指摘している平成27年4月1日から30日の間、当該議員が選挙運動と選挙活動に関連する内容記事をホームページ・ブログに掲載していたことについては、市議会事務局としては、政務活動費が適正に執行されているかどうかの調査は、収支報告書及び領収書等証拠書類により行うものであり、その内容についての調査までは行っていません。

また、請求人の主張及び事実を証する書面に係る見解については、議員の活動が選挙活動にあたるかどうかは基本的には議員の判断となっております。

本件につきましては、議員から提出された報告書や請求人から提出された事実を証する書面を確認する限りでは、自らや特定の候補者に対して直接的に投票行動を促すなどの選挙運動、選挙活動とは読み取り難く、政務活動費を支出できないとまでは言い切れないと考えます。

(3) 事務所費の一部46,657円に関連する事項について

市議会事務局では、当該議員が4月分に計上した事務所賃借料、光熱水費については、4月の30日間のうち、8日間を選挙事務所として使用したということで、22日/30日の按分計上していることを収支報告書及び領収書等証拠書類により確認いたしました。また、事務所電話代についても上記と同様の方法により確認していますが、選挙運動と選挙活動に事務所の電話を使用していたという実態についての調査までは行っておりません。

また、「選挙活動用の事務所の経費」とは、実際に選挙活動用として使用したということと考えます。

(4) 資料購入費の一部71,355円に関連する事項について

請求人が指摘している書籍を購入した領収書が書籍ごとになっていることについては、書籍名と金額が明確に記載されており、支出の証拠書類として市議会事務局で確認しております。また、4月27日と30日に購入した書籍についても、書籍名が領収書に記載されており、議員が行う活動に必要な図書として「政務活動費を充てることができる経費の範囲」に合致し、適法な支出であると確認しています。

3 関係人である藤野議員からヒアリングした事項について（要旨）

(1) 研修費の一部18,526円に関連した事項について

- ・精神保健福祉士及び日本心理学会認定心理士の資格を有する。
- ・国際医療福祉大学大学院公開講座「乃木坂スクール」を受講した目的は、自分のスキルアップ又は所持する資格のためではなく、当該大学院の教授が国の審議会のメンバーであることから、市議会議員として国の診療報酬改定の動向や社会保障と税の一体改革の情報をいち早く知るためであった。
- ・平成27年4月21日分（2コマ）の講座は、インターネット中継により受講した。

(2) 広報費の一部1,784円（622円）に関連した事項について

- ・自分の選挙を含め直接的な投票依頼をしたことがなく、ホームページのブログ記事の神奈川県知事選挙、神奈川県議会議員選挙については、他者の選挙運動ではなく、事実情報を紹介したものである。
- ・ホームページのブログ記事の神奈川県知事選挙、神奈川県議会議員選挙についての報告は、自分の政務活動の報告の範疇のものである。
- ・横須賀市議会議員選挙期間のホームページのブログ記事の掲載は、自分の選挙運動として認識していない。

(3) 事務所費の一部46,657円に関連した事項について

- ・上記(2)の広報費に関する説明に加え、フェイスブック、ブログ等を用いた神奈川県知事選挙、神奈川県議会議員選挙及び自分の選挙に関連する記事は選挙運動ではなく、事実情報を紹介したものである。
- ・事務所において当該掲載行為を基本的に行っておらず、移動時間などを利用して行ったものである。

(4) 資料購入費の一部71,355円に関連した事項について

- ・本件書店の領収証は自分で記入したものではない。
- ・本件書店の領収証を、同日に購入してもまとめて発行していないこと理由は、書籍のタイトルが長く、収支報告書として書籍のタイトルがはっきりわかるようにするためである。
- ・購入した書籍は、自分の政務活動のために必要なものである。
- ・購入した書籍のうち、医学的アプローチのものは、今の医学の状況についての説明、市への提案や議会質問のために、また、福祉的アプローチのものは、主に市民からの質問に答えられるように自分の知識をつけるためのほか、市への提案や議会質問のためにも活用している。

4 関係人である本件書店運営法人の代表者に調査等を行った結果について

(1) 資料購入費の一部71,355円に関連し、現地調査した事項について

- ・ 監査委員事務局職員により、当該領収証に係る本件書店保管分の領収証の控え（複写式）を同店にて現物確認した。

(2) 資料購入費の一部71,355円に関連し、本件書店運営法人の代表者からヒアリングした事項について

- ・ 当該領収証は、いずれも店員（研修生も含め複数人）が作成し、発行したものである。
- ・ 当該領収証の発行日付が同日で、当該購入した書籍一冊又は数冊ごとに作成しているのは、藤野議員の依頼により、但し書きに書籍名を記載する必要があったためである。

5 監査委員の判断

(1) 判断基準

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員又は会派に対し交付されるものである（本件条例第1条及び第2条）。また、本件条例第5条及び別表では、政務活動費を充てることができる経費の範囲が定められ、本件規則第5条において政務活動費を充てることができる経費の具体的な内容を本件規則別表に定めるとともに、議員及び会派は、常識的な金額を逸脱しない範囲内で政務活動費を充てるものとしている。また、横須賀市議会が定めた本件マニュアルでは、政務活動費を充てることができる経費の範囲及び経費ごとの具体的な使途基準等が定められている。

また、平成21年12月17日の最高裁判所判決（以下「最高裁判例」という。）において、政務調査費制度の趣旨は、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。（中略）政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と

されているとおり、市議会の自主性を尊重しながら使途基準の解釈や運用について考える必要もあるところである。

このことを念頭に置きながら、特定される政務活動費に係る支出が、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費に当たるか否かは、本件条例、本件規則及び本件マニュアルを基準に判断するのが相当であると考えられる。

なお、請求書の「第3 求める措置1及び2」に係る本件政務活動費のうち、研修費の一部18,526円、広報費の一部1,784円（622円）及び事務所費の一部46,657円、資料購入費の一部71,355円に関連する事項として、それぞれ直接的に本件マニュアル自体についての意見等があるが、これは、監査対象事項である財務会計行為を示していないため、住民監査請求の対象を財務会計行為に限定した法の趣旨及び目的を逸脱することとなるため、判断の範囲としていない。

(2) 研修費の一部18,526円について

本件条例第5条及び別表は、議員又は会派が行う研修会の開催に要する経費及び団体等が開催する研修会への参加に要する経費として研修費を充てることができる旨規定している。また、本件規則第5条及び別表は、本件条例別表に規定する経費の具体的な内容として、研修費のうち団体等が開催する研修会への参加に要する経費として交通費、受講料等負担金などに要する経費を規定しているが、本件マニュアルには、研修費の取扱いについて特段の規定は見られない。

請求人が返還を求めるとする研修費の一部18,526円についての内訳は、乃木坂スクールに係る2015年度前期①「地域包括ケアシステムの構築のために」全15回の受講料34,000円のうち4月中の開催分（3回）6,801円、②「支援機器活用の最前線」全13回の受講料34,000円のうち4月中の開催分（3回）7,845円、4月14日における①の1回目の講義「医療・介護改革の流れと地域包括ケアシステムについて（国の政策）」及び②の1回目の講義「総論：支援機器概論」出席のための交通費1,940円、4月28日における①の3回目の講義「データの活用法」及び②の3回目の講義「総論：2015年介護報酬改定と福祉用具・介護ロボット」出席のための交通費1,940円となる。

収支報告書別紙に添付された資料によれば、①は、「現在進行中の医療・介護の提供体制改革の中心的課題である地域包括ケアシステムの構

築に必要な人材の養成に資することを目的とし、現場で地域包括ケアシステムに参画する医療・介護事業に従事する者、市町村の行政関係者を主たる対象とする。」とされ、講師は、厚生労働省の職員や大学教授等の関係者が務めている。②は、「ターミナルケアや重度障害を持つ人への機器、施設での介護ロボット利用など、様々な場面で深化が始まっている。第一人者及び現場での実践者から話を聞き、2025年に向けた活用の在り方を考える。」とされ、講師は、国立障害者リハビリテーションセンター研究所の顧問や厚生労働省の職員等の関係者が務めている。

これらのことから、藤野議員は地域包括ケアシステム等に関係する講座を受講したものであり、特に地域包括ケアシステムは、現在国において、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるようにその構築を推進しており、横須賀市においても、福祉と医療の連携を図りながら当該システムの構築を目指しているところであるから、当該講座の受講は、横須賀市における福祉行政において、市議会議員として対応していく上で有益なものと解される。

また、藤野議員が取得している資格の精神保健福祉士は、その根拠法である精神保健福祉士法において、「精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。」と規定され、日本心理学会認定心理士は、当該資格の認定法人である公益社団法人日本心理学会のホームページによれば、「心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得していると、日本心理学会が認定した人」とされている。

当該講座が、地域包括ケアシステムに参画する医療・介護事業に従事する者や市町村の行政関係者を主たる対象としていることや、福祉等における支援機器活用の今後の在り方を考えるものであることから、医療福祉関係について資格を有する藤野議員が、当該講座を受講することは、福祉行政の中心課題ともいえる地域包括ケアシステム等の内容をより深く理解する一助になると考えられる。

また、藤野議員の説明によれば、当該講座の受講の目的は精神保健福

社士及び日本心理学会認定心理士である議員個人の当該資格のためやスキルアップが目的ではなく、国際医療福祉大学大学院の教授が国の審議会のメンバーであることから、市議会議員として、国の診療報酬改定の動向や社会保障と税の一体改革の情報をいち早く知るためとのことであった。

なお、市議会事務局の説明によれば、議員が団体等の開催する研修会への参加に、政務活動費を使用することについては、議員が判断し、かつ社会通念上逸脱していなければ、その費用については、適法な範囲であると認識しているとし、議員がそれに関連する国家資格を有しているか否かについては、市議会事務局では把握しておらず、スキルアップを目的とした研修受講であったことを、当該議員本人からの申出以外確認することは難しいと考えているとのことであった。

以上のことから、請求人が返還を求めるとする研修費の一部18,526円について違法性又は不当性は認められなかった。

(3) 広報費の一部1,784円（622円）について

本件条例第5条及び別表は、議員若しくは会派が行う活動又は市政について住民に報告するために要する経費として広報費に政務活動費を充てることができる旨規定している。また、本件規則第5条及び別表は、本件条例別表に規定する経費の具体的な内容として、広報費のうち、ホームページの維持管理に要する経費を規定しているが、本件マニュアルには、広報費の取扱いについて特段の規定は見られない。

藤野議員の説明によれば、ホームページのブログ記事の神奈川県知事選挙、神奈川県議会議員選挙についての報告は、自分の政務活動の報告の範疇のものであり、また、横須賀市議会議員選挙期間のホームページのブログ記事の掲載は、自分の選挙運動として認識していないとのことであった。併せて、自分の選挙を含め直接的な投票依頼をしたことがなく、ホームページのブログ記事の神奈川県知事選挙、神奈川県議会議員選挙については、他者の選挙運動ではなく、事実情報を紹介したものであるとのことであった。

また、市議会事務局の説明によれば、請求人の主張及び事実を証する書面に係る見解について、議員の活動が選挙活動にあたるかどうかは基本的には議員の判断となっている。本件については、議員から提出された報告書や請求人から提出された事実を証する書面を確認する限りでは、

自らや特定の候補者に対して直接的に投票行動を促すなどの選挙運動、選挙活動とは読み取り難く、政務活動費を支出できないとまでは言い切れないと考えているとのことであった。

以上の点を踏まえて、かつ議会の自主性を尊重するという最高裁判例を念頭に置いて本件についてみると、本件広報費の支出については、収支報告書、同別紙及び領収書等添付書類を確認した結果、本件条例、本件規則及び本件マニュアルに適合しない支出であるとまでは認められなかった。

以上のことから、本件広報費の支出はいずれも違法性又は不当性は認められなかった。

なお、藤野議員は、平成28年4月21日に本件規則第7条の規定に基づく収支報告書訂正願を議長あてに提出し、本件広報費の支出2,326円を1,164円に訂正した。

(4) 事務所費の一部46,657円について

本件条例第5条及び別表は、議員又は会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費として事務所費に政務活動費を充てることのできる旨規定している。また、本件規則第5条及び別表は、本件条例別表に規定する経費の具体的な内容として、事務所費のうち、賃借料、通信費、光熱水費等を規定している。

一方、本件マニュアルの「項目別運用指針」においては、事務所設置届が議長あてに提出されていることなど、事務所費に政務活動費を充てることのできる場合の要件を規定するとともに、政党活動及び選挙活動用の事務所の経費など、事務所費として政務活動費を充てることのできない事例を示している。また、事務所を後援会又は政治団体と共用する場合における政務活動費の按分の方法及び上限が定められている。

藤野議員の説明によれば、上記(3)の広報費に関する説明に加え、フェイスブック、ブログ等を用いた神奈川県知事選挙、神奈川県議会議員選挙及び自分の選挙に関連する記事は選挙運動ではなく、事実情報を紹介したものであり、事務所において当該掲載行為を基本的に行っておらず、移動時間などを利用して行ったとのことである。このことから、藤野議員が政務活動用の事務所において、当該掲載行為を行ったとまでは認められなかった。

また、市議会事務局の説明によれば、上記(3)広報費に関する説明のと

おり、請求人の主張及び事実を証する書面に係る見解については選挙運動、選挙活動とは読み取り難く、政務活動費を支出できないとまでは言い切れないと考えており、併せて「選挙活動用の事務所の経費」とは、実際に選挙活動用として使用したということと考えるということであった。

以上の点を踏まえて本件についてみると、まず、本件事務所家賃、事務所水道料金・下水道使用料及び事務所電気代については、平成27年4月分から藤野議員の横須賀市議会議員選挙において選挙事務所として併用した期間である8日間分を除いて政務活動費として計上されており、本件条例、本件規則及び本件マニュアルに適合しない支出であるとは認められなかった。

次に、本件事務所電話代については、事実を証する書面甲6の原本を確認したところ、藤野議員が平成27年4月19日付けで選挙管理委員会に提出した選挙事務所設置届は、本件事務所費に係る事務所に設置された政務活動用の電話番号とは別の選挙事務所用の電話番号が記載されていたことから、収支報告書において、藤野議員の選挙活動期間を含む当該4月分の事務所電話代全部に政務活動費を充てたことに不合理な点は認められない（選挙事務所用の電話番号は、請求書記載の「携帯電話番号A」とも異なるものであった。）。これらを踏まえて収支報告書、同別紙及び領収書等添付書類を確認した結果、本件条例、本件規則及び本件マニュアルに適合しない支出であるとは認められなかった。

以上のことから、本件事務所費の支出について、いずれも違法性又は不当性は認められなかった。

(5) 資料購入費の一部71,355円について

本件条例第5条及び別表は、議員又は会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費として資料購入費に政務活動費を充てることのできる旨規定している。また、本件規則第5条及び別表は、本件条例別表に規定する経費の具体的な内容として、資料購入費のうち、雑誌購読料、書籍等購入費などの経費を規定しているが、本件マニュアルには、資料購入費の取扱いについて特段の規定は見られない。

請求人は、資料購入費の支出に関し、収支報告書に添付された本件書店発行の領収証が同じ人物により発行されており、その筆跡が藤野議員の筆跡と酷似しているとし、本件書店発行の領収証の筆跡が藤野議員の

ものであると確認された場合、藤野議員が本件書店で購入したとされる書籍の代金として計上された資料購入費71,355円の返還を求めると主張している。また、政務活動費による資料購入費の支出に関し、書籍の題名や内容が明らかにされないものは違法と判断すべきであり、その内容から市政との関連性が認められないもの（議員個人の趣味に属するもの）も違法と判断すべきであるとも主張している。

監査の対象とした財務会計行為のうち、まず、資料購入費の領収証についてみると、領収証の筆跡が藤野議員の筆跡に酷似しているとの請求人の主張に関し、購入先の本件書店における領収証の調査を実施したところ、本件書店において手書きの領収証の控えを確認することができ、いずれの領収証の記載事項も収支報告書に添付された領収書等貼付用紙に貼付された領収証の原本と一致することが確認できた。また、本件書店運営法人の代表者の説明によれば、当該領収証は、いずれも店員（研修生も含め複数人）が作成し、発行したものであるとのことであり、藤野議員の説明によれば、本件書店発行の領収証は、自分で記入したものではないとのことであった。

次に、領収証の記載事項について確認すると、同日に購入した本件書店の領収証をまとめて発行していないことについて、本件書店運営法人の代表者の説明によれば、藤野議員の依頼により但し書きに書籍名を記載する必要があったためであるとのことであった。また、藤野議員の説明によれば、書籍のタイトルが長く、収支報告書として書籍のタイトルがはっきりわかるようにするためであるとのことであった。このことからすると、本件規則第6条第3項の規定による所定の要件を満たすために必要な措置であったと認めることができ、いずれの手書きの領収証においても、本件規則の規定による所定の要件を満たしていることが確認できる。併せて、購入した書籍について藤野議員の説明によれば、自分の政務活動のために必要なものであり、医学的アプローチの書籍は、今の医学の状況についての説明、市への提案や議会質問のために活用しており、福祉的アプローチの書籍は、主に市民からの質問に答えられるように自分の知識をつけるためのほか、市への提案や議会質問のためにも活用しているとのことであった。

以上のことから、請求人が返還を求めるとする資料購入費71,355円の支出について、違法性又は不当性は認められなかった。

なお、請求人は議員個人が抱える疾患に関する書籍については按分して政務活動費に計上すべきと主張するが、本件条例又は本件規則の規定や本件マニュアルにおいても特段の定めはなく、また、全ての議員に関し特定の疾患に罹患しているか否かを把握することは実質上不可能であると考えられるため、資料購入費については、市政に関する調査研究その他の活動に資するものであるか否かによって判断されるべきである。

(平成27年4月の資料購入費の一部71,355円に係る収支報告書記載の書籍の名称等一覧)

No.	購入日	書 籍 名	購入費 (円)
1	4月1日	どうする!?巨大津波 一津波に対して粘り強いまちづくりー	2,592
2	4月1日	厚生労働省改造論	930
3	4月1日	月刊福祉 2015年4月号	1,049
4	4月1日	<持ち場>の希望学 釜石と震災、もう一つの記憶	3,024
5	4月1日	日本農業への正しい絶望法	799
6	4月1日	病を引き受けられない人々のケア 「聴く力」「続ける力」「待つ力」	2,376
7	4月1日	引き裂かれた「絆」 がれきトリック、環境省との攻防1000日	1,404
8	4月1日	日本人が知らない漁業の大問題	756
9	4月1日	ミュージアムが社会を変える 文化による新しいコミュニティ創り The Sixth 21st Century MUSEUM SUMMIT	2,160
10	4月1日	被災弱者	864
11	4月1日	ひとり親の子育て 離婚、死別、「実質シングル」。ひとりで子育てするすべての人へ。完全保存版	1,404
12	4月7日	危機と雇用 災害の労働経済学	2,808
13	4月7日	精神疾患のバイオマーカー	6,264
14	4月7日	高齢者の「住まいとケア」からみた地域包括ケアシステム	4,536
15	4月27日	防災・減災につなげるハザードマップの活かし方	2,592
16	4月27日	復興なんて、してません 3・11から5度目の春。15人の“いま”	1,000
17	4月27日	日本の大課題子ども貧困 社会的養護の現場から考える	886
18	4月27日	自死遺族支援と自殺予防 キリスト教の視点から	1,944
19	4月27日	自分たちで創る現場を変える地域包括ケアシステム わがまちでも実現可能なレシピ	2,592
20	4月27日	現代思想 vol.43-8	1,404
21	4月27日	「地方創生」で地方消滅は阻止できるか 地方再生策と補助金改革	2,592
22	4月27日	特別支援教育がわかる本1 特別支援学級・通級でできる発達障害のある子の学校生活支援	2,700
23	4月27日	特別支援教育がわかる本2 通常学級でできる発達障害のある子の学習支援	2,700

24	4月27日	特別支援教育がわかる本4 「発達障害?」と悩む保護者のための気になる子の就学準備	2,700
25	4月27日	はじめての福島学	1,620
26	4月27日	ブラック企業2 「虐待型管理」の真相	842
27	4月27日	リスク管理のための社会安全学 自然・社会災害への対応と実践	4,104
28	4月27日	帰還兵はなぜ自殺するのか	2,484
29	4月27日	日本の反知性主義	1,728
30	4月27日	福井モデル 未来は地方から始まる	1,404
31	4月27日	全論点人口急減と自治体消滅	3,024
32	4月27日	月刊福祉 2015年5月号	1,049
33	4月30日	資源の循環利用とはなにか バッグをグッズに変える新しい経済システム	3,024
平成27年4月購入返還請求対象額合計			¥71,355

(6) 結論

請求書の「第3 求める措置1及び2」に該当する各請求に係る支出について、使途基準を逸脱する違法又は不当な支出であるとは認められなかった。

したがって、当該支出による市長の返還請求権は存在しないこととなり、違法又は不当に財産の管理を怠る事実は認められなかった。

このため、請求書の「第3 求める措置1及び2」に該当する各請求について、市長の不当利得返還請求権の行使を怠る事実があるとの請求人の主張には理由がないものと認めこれを棄却する。

(7) 意見

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として支出されるものであるが、政務活動費を充てることのできる経費の範囲及び経費ごとの具体的な使途基準等が定められており、政務活動費の支出に関する使途の審査を行う側もこれに従い審査を行うものである。この審査は、最高裁判例によれば「実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していない」とされているが、一方で市長は本件条例第8条により返還請求権を有している。このため、市長は議会の自主性を尊重しながらも、公金の支出に関して更なる市民の信頼性を得るという目的について議会と共有しつつ、今後においても、さらに政務活動費の透明性の確保やより一層の説明責任が果たされるよう、議会に本件マニユ

アル等について適時見直しや検討を行われるよう要請されたい。

とりわけ、平成25年4月の公職選挙法改正により、インターネット等を利用する方法による選挙運動が解禁された。これにより平成27年の横須賀市議会議員選挙においてもインターネット等を利用する方法による選挙運動が認められるなど、時代の変化がある。これらを見据えながら、政務活動費として支出される使途としてふさわしい経費の範囲や、基準について、再度見直されるべき項目があると考えます。